

## 論文

## 行政機関における雇員制度成立

石井 滋\*

## 1. はじめに

戦前期の雇員は、傭人と共に当時の日本の行政機関を底辺から支える役割を担ったが、その実態は当該機関の中心的存在であった官吏の陰に隠れ、よく知られていない。先行研究によると、「雇員は判任官に任用される前段階と考えられたことが多く、属を補助し、機械的・反復的業務に従事する者（以下略）」[渡辺保男 1976: 113-114]、「雇とは高等小学校卒程度の学歴をもち事務員として採用された人々」[西尾勝 1993: 103]、「明治憲法の下では、国の事務に携わる者を官吏とそれ以外の非官吏（雇員、傭人、嘱託など）とに身分的に区別していた。」[真淵勝 2009: 32]とされた。しかし、現状では研究者の関心や資料の少なさの問題等により、それ以上の実態は断片的に把握されるに止まっている。

すなわち、一方では官吏中心の制度分析や規範分析を重視する考え方が根強いいため、非官吏である雇員に対する研究者の関心が低くなる傾向がある。そして、他方では雇員への関心はあるものの、資料上の制約から個別の研究課題に対する取り組みに終わる場合が散見されるので

ある。それらの背景には、戦前期の統一性を欠いた人事行政が官庁間の割拠主義を招いたため、研究者の資料収集に支障を来たし、研究の関心を高められなかった可能性もある<sup>(1)</sup>。こうした事情により、雇員制度の体系的研究が進まなかったと推察される。

一方、雇員は戦前期の行政機関の下層に位置する構成員であったことから、官吏とは何らかの制度上の関連性を有していたものと思われる。ところが、前述の理解だけでは具体性に乏しく、その関連性が明確には見えてこない。また、雇員制度との関連性に十分踏み込まないまま官吏制度を考えることが、行政機関の全体像を捉える上で問題が無いのか、ということについても疑問が残る。さらに、戦後期の公務員制度は戦前期の官吏制度による影響を受けているが<sup>(2)</sup>、戦後期の非常勤職員制度についても雇員等の戦前期の非官吏制度からの影響を考慮すべきことは言うまでもない。

したがって、ここに雇員制度に対して積極的理解を行う意義が認められるのである。そのためには雇員の歴史について探求し、制度の成り立ちから調査する必要がある。しかし、この問題について触れた先行研究は管見の限り見当た

\*早稲田大学大学院社会科学部 博士後期課程2年

らない。その上、こうした歴史的観点からの調査は膨大なものになる恐れがある。そこで、本稿では、紙幅の関係から、「雇員制度成立の背景」に重点を置いて検討するが、前提として次の2つの仮説に基づいて行うことにする。

- ①「雇員」は明治初期の「雇」が他の役職の仕事を吸収することにより形成されたこと<sup>(3)</sup>
- ②「雇」は官吏の増加抑制手段であり、官吏に準じる者として官吏を支える「雇員」という新たな階層へと変化したこと

そして、上記仮説の検証方法としては、雇員の定義を再確認した上で、「雇」とそれに密接に関連する役職（「使部」、「仕丁」）の変遷を調査して行う。なお、以下においては、特段の事情がない限り、役職を表す際に「」を用いないことにする。

## 2. 雇員制度成立の背景

### (1) 雇員の起源

明治19年（1886年）に制定された雇員に関する官庁の統一的規程である官制通則（明治19年・勅令第2号）によると、「各省大臣ハ臨時ノ須要ニ依リ判任官定員ノ外ニ俸給豫算定額内ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得」（第17条）とされた<sup>(4)</sup>。一方、前述の先行研究を踏まえた理解によれば、雇員は官吏以外の事務員となる。これらのことから、雇員とは、「各省の予算の範囲内において臨時に採用された定員外事務員」と捉えることができる。

一方、この雇員制度が同年に成立したとしても、明治時代が始まって以来、既に19年が経過しているため、その間においては、雇員が行うべき業務、特に下級事務は、当然誰か別の者が

担当していたと思われる。しかし、明治元年（1868年）の明治維新から明治18年（1885年）の内閣制度開始までの期間、当該事務員の動向は定かではない。したがって、雇員の起源を知るためには、これを解明することが不可欠なのである。

その手掛かりは、先程の考え方にある「臨時に（中略）定員外」と「事務員」という2つのキーワードである。また、前述の期間（1868-1885年）は内閣制度の前段階である太政官制度が行われていた期間（以後、「太政官時代」と呼ぶ）である。よって、その間に存在した役職について、これらのキーワードに見合ったものを探し出すが必要になるが、それは次に述べる雇および使部、仕丁であると考えられる<sup>(5)</sup>。

まず、雇については、前述の雇員と混同して用いられることが多いことから、雇員と同一のものとして捉えられてもおかしくはない。しかし、その発生時期や内容を考えると、雇員とは区別して考えるべきものである。雇とは、政府の記録によると、「(明治)元年閏四月廿一日長松文輔ニ御雇ヲ以テ議政官吏官試補ヲ命スルヲ始メトス蓋雇士ハ藩士等ヲ假用スルノ意ニシテ（中略）雇ヲ以テ四五等官ニ任セシコトアリ（中略）同年（明治元年）十二月十日新ニ任用スル者ハ當分御雇ヲ以テ出仕ヲ命シ其才能ヲ試ミテ後本官ニ任ス」[内閣記録局編1978:備考255]（カッコ内は筆者による）とされる<sup>(6)</sup>。

これを簡単に言えば、雇とは、「明治元年閏4月に始まったが、それは仮に用いるという意味を持ち、高等官への任命もあった。しかし、同年12月以降、本官の任官前において試用期間的に任命するようになった。」という職であった。このことから、雇という職が「暫定的在籍

者」としての性格を持ち、さらに任官前の試用期間的位置づけである出仕と結びついたことを窺い知ることができる<sup>(7)</sup>。その後、明治4年(1871年)の一般官制改定の際、「事務ノ繁劇ナル臨時員外ノ官ヲ置カサルヲ得ス員外官ハ何等出仕ヲ以テ命ス」[内閣記録局編1978: 備考254]とされ、出仕は事務繁忙時の員外官に適用された。

よって、ここに前述の「臨時に(中略)定員外」と「事務員」という、雇員の2つのキーワードが形式的には出そろうことになる。しかし、これだけで直ちに雇を前述の雇員と結びつけて考えるのは、それらをつなぐ諸要素が不足しているため、無理がある。すなわち、①雇が太政官時代における他の役職の相次ぐ廃止という状況下で存続し得たこと、②雇が同時代に官吏に準じる者として下級事務員の中心的役割を担うに至ったこと、③官制通則では雇でなく、雇員という用語が用いられたこと、の3点の検証が必要である。筆者としては太政官時代の雇の歴史をたどることにより、その事情を捉えることができるのではないかと考える。そして、こうした雇の歴史を語る上で不可欠である役職が、次に述べる使部と仕丁なのである。

使部とは、内閣記録局編(1978)『明治職官沿革表・合本1』によると、「公文授受等ノ役ニ供ス(明治)元年閏四月ノ官制之ヲ九等官ニ置ク(明治)二年八月改定ノ後等外吏トナス」[内閣記録局編1978: 明治四年42](カッコ内は筆者による)とされる。つまり、使部とは公文書を取り扱う職員であり、明治元年に判任官であったが、翌年8月に等外吏に格下げされたことが確認できる。なお、この格下げの際、官吏を等内官(判任官以上)と等外吏(使部以下)

を区分する制度ができたとされる<sup>(8)</sup>。

一方、仕丁とは、前掲『明治職官沿革表・合本1』によると、「廳中ノ雜役ニ供ス(明治)元年八月十四日行政官仕丁ニ命セラレシモノアリ(明治)二年八月縣官定員改正及官祿規則(明治)四年八月大藏省職制同十一月縣治條例皆仕丁ノ稱アリ(明治)十年一月官制改正ノ時共稱ヲ廢ス」[内閣記録局編1978: 明治四年42](カッコ内は筆者による)とされる。すなわち、仕丁とは雑用係であり、明治元年(1868年)に任命の事例が見られた後、ある程度は普及したが、明治10年(1877年)1月の官制改正で廃止されたことが分かる<sup>(9)</sup>。

以上のことから、この使部と仕丁については下級事務員として要求される仕事を担う立場にあったことが推察される。そして、この両者は、下級事務員の中で後に雇と大きな関連性を有することになる。そこで、次に使部、仕丁の動向を確認し、その関連性を具体的に検討する。

## (2) 使部、仕丁の動向

使部、仕丁は前述の通り、明治政府の採用した役職であったが、古代にも同じ名称の役職があった。使部は「太政官八省以下の雜任にて、雜役・驅使にあてらるる者。左右あり。つかはれべ。」[松井簡治・上田萬年1940b: 134]、仕丁は「古昔、主殿寮・木工寮・院の廳其の他、諸官省にて種種の雜役に驅使せらるる者。」[松井簡治・上田萬年1940b: 91]というものであった。同時代の使部、仕丁は、資料の制約から本稿のものと詳細に比較するのは難しいが、いずれも雑用係であったことが分かる<sup>(10)</sup>。そして、この古代に由来する役職は、明治政府によっても活用されることになった。しかし、それは明

治初期の太政官時代を通じて次第に冷遇され、やがて消滅する運命をたどるのである。

使部は前述の通り、制度開始（明治元年閏4月）当初は判任官（9等官）であった。それが明治2年（1869年）7月の官制改定後の翌月に行われた改正では等外吏に格下げとなり、わずか1年余りで判任官の地位から転落した。その後、使部と仕丁は等外吏の地位を維持していたが、待遇は次第に低下した。まず、明治2年（1869年）8月の官制改正の際、等外吏として16等ノ2等（官禄15石）と定められた。そして、明治4年（1871年）2月に等外1等（官禄15石）と改定された後、同年9月に等外2等（官禄15石から月給8円に変更）となったのである。さらに、府県においては、明治6年（1873年）8月、等外4等の下に等外5等、6等を設けて、使部、仕丁を等外3等（月給8円）に設定し直している<sup>(11)</sup>。

こうした使部、仕丁の待遇低下にもかかわらず、その下級事務員の役職を求める士族も珍しくはなかった。この背景には、明治時代に士族となった江戸時代の旧武士階級が、新政府の限られた役職に任官するのは並大抵ではなかったという環境がある<sup>(12)</sup>。一方、政府はそのような士族の厳しい求職状況を知りつつも、将来を見据えて行政組織の見直しを進めたのである。

### （3）雇の優勢

雇は明治維新当初から積極的に活用されたわけではなく、政府が拡大する行政活動に対応するため官吏を増加させたことがきっかけとなり、次第に優勢となった。図1の通り、明治初期においては、明治4年（1871年）から明治6年（1873年）にかけての府県における判任官の

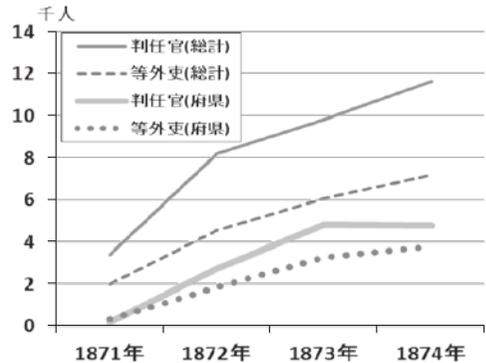


図1 下級官吏の人数推移

（出典：東京帝国大学文学部史料編纂所（1933）「明治史要附録概表 明治九年十二月刊行」『明治史要 下』金港堂書籍p.12より筆者作成）

増加は顕著であった。なお、ここでは下級官吏（判任官、等外吏）に対して与えた影響について確認するため、上級官吏（勅任官、奏任官）については触れていない。そして、この増加した官吏は、前述した士族の求職に対する受け皿にもなった。さらに、明治5年（1872年）には、平民についてその在官中は子孫に至るまで士族扱いにするという太政官布告が公布されたため、平民からの求職も促進されたと考えられる<sup>(13)</sup>。

しかし、こうした官吏の急激な増加は政府の財政を圧迫し、その危機感を高める結果となった。そして、それは明治7年（1874年）5月に司法省の井上毅の建白書という形で現れた。井上は「官吏ノ紀律ヲ設ルノ議」を提出して大幅な官制改革を主張した<sup>(14)</sup>。この建白書は関係各方面に大きな影響を及ぼした。図1を見ると、明治7年（1874年）は総計では判任官と等外吏はいずれも増加したが、府県では判任官、等外吏ともその伸びは鈍っている。しかし、同年は井上の建白書提出年であるため、この府県での判任官と等外吏の人数抑制という動きはむ

表1 大蔵省の下級官吏・雇の人数推移

	判任官	等外吏	雇
1874年12月	1,243	298	379
1875年8月	1,246	333	490

(出典：大蔵省(1875)「官員・雇人給料概表」  
(早稲田大学図書館所蔵)より筆者作成)

しろ建白書の提出前から出ていたものと考えられる。その後、井上の建白書は次第に効果を現わすことになる。そして、これを示すのが表1の大蔵省における下級官吏(判任官、等外吏)と雇の人数推移である。

なお、明治初期の政府統計については現在のような統一した基準が確立されていなかった。さらに、図1に示した全官庁を対象とした調査(しかも雇の資料は無い)も定期的には実施されなかった。よって、表1のような一部官庁のみを示す資料も併用せざるを得ない。こうした統計上の限界が存在することを考慮しつつ、検討を行うことにする。

表1により明治7年(1874年)12月と明治8年(1875年)8月で下級官吏(判任官、等外吏)と雇の人数を比較すると、判任官は3人増加、等外吏は35人増加に止まったのに対し、雇は111人増加となり、顕著な増加を示した。これは政府の官吏抑制、雇の増加という方針へのシフトと考えることができ<sup>(15)</sup>、下級官吏(特に等外吏)の雇への代替化が当時から進行していたことを表わすものと思われる<sup>(16)</sup>。こうして雇は次第に下級事務員の使部、仕丁を脅かす存在へと変貌することになるのである。

#### (4) 使部、仕丁の雇への代替化

前述の通り雇は下級事務員としての地位を確保しつつあったが、明治8年(1875年)には、

使部、仕丁を雇に代替するという動きが発生した。具体的には、同年3月20日に大蔵卿大隈重信により太政大臣三条実美へ「使部仕丁之名稱廢止之儀ニ付伺」が提出されたのである<sup>(17)</sup>。

それによると、使部、仕丁は本節の(2)で述べた通り待遇が低下する中、地方では「身分之儀ハ使部仕丁ト称スル一種之官名ニシテ判然タル等外トモ難看做(中略)縣々ヨリ使部仕丁定員月給金額ノ内ヲ差畧シ月給金額貳圓五拾銭或ハ三圓等適宜支給増員致シ来候向モ有」[太政官1875c: 131-132]となっていた。つまり、各県で使部、仕丁の身分の不明確な状態が生じており、その定員や月給(8円)を適当に取り計らうことで、2円50銭または3円といった安い月給で増員するという事態が生じていた<sup>(18)</sup>。

しかし、こうして増員された非正規の使部、仕丁は、「勅奏判等外吏ノ外種々ノ名義ヲ以テ出仕候者ハ満季へ通算セス酒饌料ハ勅奏判等外吏ノ外俸給拾圓以上之者ニアラサレハ不賜トノ規則ニ對シ不都合ト存候」[太政官1875c: 132]の通り、満年賜金での不利な扱いや酒饌料の規則との不整合を生じていた。前述の図1における府県での判任官と等外吏の人数抑制という動きの背景には、まさにこうした事情があったと言える。

そこで、このような実態を踏まえ、「此際使部仕丁之名義ヲ廢シ更ニ雇之名義ヲ以右事務為扱候得ハ月俸之出途モ従来ノ通常費ヲ以仕拂満年賜金及ヒ三大御酒饌料等ノ儀モ判然致シ可然ト存候」[太政官1875c: 132]と大隈は述べた。つまり、使部、仕丁を廃止してその事務を雇にさせれば、月俸は通常費で支払える上、満年賜金と酒饌料の問題も解決する、と主張して<sup>(19)</sup>、「御達案」(図2)を併せて提案したのである。

## 御達案

使部仕丁ハ某月某日ヨリ相廢候條更ニ雇申付右事務為取扱可申尤月俸之儀ハ一ヶ月一名金八圓迄ヲ定度トシ適宜支給可致此旨相達候事

但本文日限迄ニ滿一ヶ年以上奉職ノ者ハ相當ノ賜金ヲ賜ルヘシ

- 一 東京府ヲ除ノ外各府縣ハ本支廳ノ別ナク一廳二名ヲ定員トスヘシ
- 一 従来等外吏ニシテ使部仕丁之事務為取扱扱居候者ハ此限ニアラス

## 図2 大隈重信による「御達案」

(出典：太政官(1875c)「第十号大 使部仕丁廢止之儀」『単行書・決裁録 四』(国立公文書館所蔵) p.133) なお、下線は筆者による。

この御達案は、使部・仕丁制度を廃止して雇に代替するが、現行規定を生かしつつ、既存の使部、仕丁への影響を最小限に抑えようとした案であった。すなわち、非正規の使部、仕丁を雇として、それ相応の処遇をするが、正規(等外吏)の使部、仕丁はこの取扱いから除外し、さらに定員の厳守を図るとしたものである。また、勤続満1年以上の者に対する賜金の提案は、非正規の使部、仕丁の中に、既に長期勤務者が出現していたことを示唆すると言える。

大隈の提案は、非正規の使部、仕丁を正式な職員として制度化するものであったが、それは同時に下級事務員の在り方を大きく転換する重大な内容を持っていた。つまり、このことは雇について、本節の(1)で述べた各役職への正式任官前の試用期間的性格に加え、従来の使部と仕丁に代わる下級事務員としての役割を積極的に持たせる、という職務の見直しを意味したのである。そして、大隈の提案は太政官で検討されたが、そこでは当初、前述の各県の実態を

## 御指令案

伺之趣使部仕丁名称廢止之儀ハ難聞届於府縣ハ是迄之通事務之都合ニヨリ使部仕丁定員月給金額之内ヲ以テ流用小使雇ヒ等ノ者ヲ増員候儀ハ其省限り聞届不苦尤使部仕丁ハ判然等外吏ト可相心得事

## 図3 太政官による「御指令案」

(出典：太政官(1875c)前掲p.129) なお、下線は筆者による。

踏まえ、その問題解決を図ろうとする当該提案を受け入れる方向で進められた<sup>(20)</sup>。

ところが、この御達案は最終的には認められなかった。提案した翌月の4月29日に太政官の決裁が下りたが、結論として次の「御指令案」(図3)が決定された。すなわち、現行の使部・仕丁制度は維持するが、各府県は必要に応じて小使や雇を増員してもよいとした。その上で、使部と仕丁は依然として等外吏であり、その地位に何ら変動が無いことを明らかにした。なお、太政官は本件について、「使部仕丁ハ等外吏タルトノ明文無之ヨリシテ各府縣種々之齟齬ヲ來シ随テ大藏省ニ於テモ使部仕丁ハ一種之官名ニシテ判然タル等外吏ト難看做之疑ヒヲ生シ候(中略)然レ共今一般之使部仕丁ヲ廢スヘキ道理無」[太政官1875c: 129]とした。つまり、各府県や大蔵省が使部と仕丁を等外吏と考えにくかった事情には理解を示しつつも、その却下の理由については明確に述べなかったのである。

大隈の御達案が太政官での検討の途中で覆った詳しい理由は、資料上の制約があるため定かではない。この案自体は、雇の持つ「暫定的在籍者」としての性格という柔軟性を生かし、非正規の使部、仕丁を雇にすることで既存制度の

## 府縣へ達（第八十九號）

使部仕丁へ是マテ各廳適宜ノ俸ヲ支給シ来候向モ有之趣ニ候處右ハ来ル七月一日ヨリ定規ノ通等外二等ノ月俸ニ可引直尤即今難引直事故有之向ハ雇ノ名義ヲ以テ其事務為取扱俸給ノ儀ハ使部仕丁定員月給金額ノ内ヨリ適宜支給可致此旨相達候事

但雇ノ名義ニ引直シ候向本文日限迄ニテ滿一ヶ年以上勤績ノ者ハ相當ノ賜金可取計事

図4 太政官が大蔵省に示した通達内容

（出典：太政官（1871b）「直丁使部仕丁ノ等給・四条」『太政類典・第二編』（国立公文書館所蔵）<sup>(22)</sup>）なお、下線は筆者による。

枠内に収めようとした対策であり、一概に不合理なものと断言することはできない。むしろ、合理的であったが故に、当時としては時期尚早の提案であったとも考えられる。

いずれにせよ、大隈の提案は実現に至らず、使部、仕丁を雇へと代替化する動きは一旦収まったかに見えた。しかし、使部・仕丁制度の廃止に向けた動きは止まることは無く、下級事務員における雇の役割は一層重要になっていった。そして、その動きは前述の大隈の提案が見送られた直後から始まった。具体的には、太政官による「御指令案」がその翌月の5月3日に大蔵省へ正式に御指令として出された。その後、各府県への具体的な通達内容について5月13日に再び伺いを出した同省に対し、太政官は5月29日に図4の通り指示を下した<sup>(21)</sup>。

それによると、従来の非正規の使部、仕丁に対して、7月1日より規定（「等外二等」）通りの月給（8円）を支払うものとした。しかし、それが難しければ、雇の名義で使部、仕丁の定員と月給の範囲内で支給するよう指示をした。

さらに、雇の名義に切り替えた場合、7月1日までに満1年以上勤続した者には相当の賜金を支給することも併せて通達した。すなわち、太政官による御指令を踏まえつつも、大隈重信の御達案を生かした方針を示したのである。

この太政官による通達は、現行の使部・仕丁制度を維持したとはいえ、現場の各府県に対して、使部、仕丁の雇への代替化を事実上認めたに等しかった。そもそも各府県は財政難であったからこそ、非正規の使部、仕丁を用いていたのである。今からいくら正規の使部、仕丁として処遇せよと指示されても、それは財政的に困難であったことが推察される。よって、図4の下線部に従い、非正規の使部、仕丁を雇に切り替えていったものと思われる。さらに、こうした影響は地方官庁だけでなく、中央官庁に及んだことも予想できる。使部、仕丁を含む等外吏の状況については、(5)で詳しく検討を行うことにする。

#### (5) 明治10年代の下級官吏の動向

使部、仕丁の雇への代替化という動きは、使部・仕丁制度に大きな影響を与えた。まず、(1)で述べた通り、今回の出来事から2年も経たない明治10年（1877年）1月、仕丁が官制改正により姿を消すことになった。これは同年に実施された勅・奏・判任官の人員削減の影響が等外吏にも及んだことも考えられるが<sup>(23)</sup>、前述の雇への代替化の動きが背景にあったことも見逃すことはできない。そして、使部についてもその8年後の明治18年（1885年）7月に廃止を意味する文書が太政官より出され、「使部ノ名ヲ廢シ其吏員ヲ會計局ニ屬シ公文配達等ノ事ハ日給雇ノ夫卒ヲ使役ス」〔内閣記録局編

1978: 明治十八年90]としたのである。

一方、雇を行政機関で活用する動きは明治10年代に入り、一層進んだ<sup>(24)</sup>。そして、このことは行政組織にとって構成員に大きな変化が生まれることを意味した。これを裏付けるものが統計院（後の内閣統計局）の資料である『日本帝國統計年鑑』である。統計院とは明治14年（1881年）に設置され、統計表の編製・公布等を行った。なお、統計院設置以前の統計は、大蔵省と太政官正院が担当しており、明治初期の資料はこれらによることになる<sup>(25)</sup>。

しかし、この『日本帝國統計年鑑』は政府の統一的な統計資料として重要なものであるが、内容をよく吟味した上で用いないと問題が生じる。それは、統計院の設置後しばらくの間、その統計技術の未熟さから資料の精度の不十分な状態が続いただけでなく、資料に挙げられた統計項目も官制改革等により相次いで変更され、一貫した数値を得ることが難しいためである。そこで、筆者としては、下級官吏（判任官、等外吏）および雇の人数推移を調査するにあたり、次の前提で資料の作成を行うことにする。

第1に、太政官時代（1885年まで）の推移を見ることにする。それは、その時期の下級官吏について、判任官だけでなく、使部、仕丁を含めた等外吏の状況を調べるのが目的だからである<sup>(26)</sup>。また、対象年の数字が統計年次により異なる場合は最新の数字を用いることにする。

第2に、『日本帝國統計年鑑』の統計項目の取り扱いについて一定の基準を設けることである。すなわち、太政官時代の下級官吏に関する統計項目として、「傭」、准官、巡査と看守、の取り扱いに注意しなければならない。

### ①「傭」について

「傭」は傭人ではなく、事実上は雇と考えるべきである。それは次の3つの理由による。

第1に、当時の「傭」が雇も含めた幅広い意味を有していたことである。それは、当時の政府資料により裏づけることができる。例えば、明治8年（1875年）に太政官は大蔵省からの紙幣寮「工場傭員」の徴兵免除伺いを了承し、陸軍省に対してその旨を通達した。その中で、太政官は対象者を表わす言葉として「傭員」の他、「傭」、「雇」、「雇員」という用語を明確な区別なく用いていたのである<sup>(27)</sup>。

第2に、統計作成当初より統計院は、雇を意識して「傭」と記載したと推察されることである。具体的には、統計院は明治15年（1882年）の第1回調査において、「准官及雇ノ調ハ（明治）九年十年ハ傭ハラザル所アルヲ以テ遺漏スルモノ多カルベク（明治）十一年以後モ猶遺漏スルモノナキヲ保チ難シト雖姑ク其調書アルモノニ就テ之ヲ載ス」[統計院1882: 633-634]（下線、カッコ内は筆者による）と述べている。そして、第2回調査以降も太政官時代の統計項目には雇は無く、代わりに「傭」が記載されていることから、統計院は雇の意識で「傭」を用いていたと言える。

第3に、統計院が「傭」を明治15年（1882年）より事務・技術者に限定し、そこから給仕・小使等の傭人職を除外したことである<sup>(28)</sup>。統計院は明治19年（1886年）の第5回調査において、「諸官廳ノ給仕小使及傭職工臨時傭ハ算入セズ但シ（明治）十四年ハ給仕小使ヲ他ノ傭ト混スルヲ以テ之ヲ別ツコトヲ得ズ」[統計院1886: 902]（カッコ内は筆者による）とした。つまり、「明治14年（1881年）は後の傭人にあ

たる給仕、小使が混入しているが、翌年以降は算入しない」と述べたのである。なお、明治9年(1876年)から明治13年(1880年)は、前述の通り統計技術の未熟さから傭人が混入していた可能性がある。

したがって、これら3つの理由から、『日本帝國統計年鑑』の太政官時代の統計における「傭」は、事実上は雇であったことが分かる。

## ②准官について

准官は除外して考えるべきである。准官は、「準官」とも表記され、元來は「出仕」官吏(試用期間中の官吏)の等級を示すものであった。そして、それは明治4年(1871年)12月に一旦廃止となった。しかし、その後は一部の官庁で復活し、判任官等の本官に準ずる地位とされたが、その待遇は各官庁により大幅に異なった<sup>(29)</sup>。つまり、准官を一括して官吏(判任官、等外吏)、「傭」(事実上の雇)のいずれかに分類することは適切ではない。しかも、准判任官、准等外吏の大半は農商務省に所属しており<sup>(30)</sup>、特殊要因と考えられるので、独立した統計項目として捉えるべきでない。よって、准官は対象から除外する。

## ③巡査、看守について

巡査、看守は後の待遇官吏であり、当初は「等外吏」の項目に入っていた。しかし、両者は保安要員であり、本稿の検討する下級事務員とは別途に考えるべき役職である。しかも、両者は、後に官吏や「傭」とは異なる分類として統計上現れることになる<sup>(31)</sup>。よって、巡査、看守は対象から除外する。

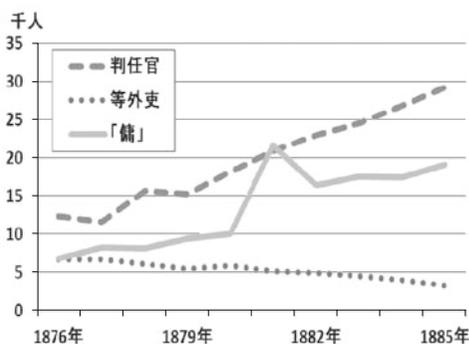


図5 判任官、等外吏、「傭」の人数推移

(出典：統計院(1882)「政事」『日本帝國統計年鑑』、内閣統計局(1886-1887)「官制及附録」『日本帝國統計年鑑』より筆者作成<sup>(32)</sup>)

以上の考察を踏まえた結果が図5である。これを見ると、判任官と「傭」(事実上の雇)はほぼ一貫して増加しているのに対し、等外吏は減少の一途をたどっていることが分かる。(明治14年(1881年)の「傭」は、後の傭人職の給仕、小使が混入しているため、見かけ上急増している。)これは、使部、仕丁といった等外吏の代わりに、雇を下級事務員として活用する動きが明治10年代に入って一層進んだことによると考えられる。なお、判任官の減少には歯止めがかかっていないように見えるが、この時期の雇による代替は、判任官よりも下級の等外吏で顕著に進んだ結果によるものと思われる。これは雇が本節の(1)で述べた雇員を示す「臨時に(中略)定員外」と「事務員」という2つの特徴を持っていたため、他の役職と柔軟に融合できたことが主要な要因であると推察される。

## (6) 雇員制度の成立

雇は太政官時代を通じて従来の使部、仕丁等の役割を吸収し、行政機関内での下級事務員としての地位を確固たるものにした。ただし、雇

には従来の「暫定的在籍者」としての特徴も依然として残されていたことから、実際の役職としては行政機関のピラミッドの各層に幅広く存在した可能性がある。しかし、雇は前述の経緯により、行政機関の多数を占める下級事務員に集中したものと思われる。そして、太政官時代から内閣制度成立に向かう際、雇は官制において定員外の官吏に準じる者として規定されることにより、正式に存在価値を認められた<sup>(33)</sup>。それが本節の(1)で述べた雇員なのである。

一方、政府が明治19年(1886年)の官制通則で規定した際には、従来の「雇」ではなく、その後現れた「雇員」の用語を使用した。これは、政府が雇の行政機関で果たす役割の重要性を鑑み、それを官吏制度との関係において改めて規定し直したことによるものと思われる。つまり、官制通則によって、雇員の当時における位置づけを明確化したのである。その理由としては次の2つの事情が考えられる。

第1に、「雇員」という言葉を構成する「雇」と「員」の意味にある。まず、「雇」の部分については、今までに形成されてきた雇の特徴を継承していることは明白である。すなわち、「暫定的在籍者」および「事務員」としての地位である。一方、「員」の部分であるが、筆者としてはこの言葉は官吏を表わす「官員」から来ているのではないかと考える<sup>(34)</sup>。その理由として挙げられるのは、雇が前述の通り本官任用の前段階にあり、正式の官吏ではないが、官吏に隣接した重要な位置を占めてきたことである。つまり、いずれ官吏になることを想定された試用期間中の者であることから、官吏並みに扱ってもおかしくはない。そこで、官員より「員」の言葉を借りてきたのではないかとと思われる。

第2に、ドイツを代表とする外国の影響がある。その最初の波は明治初期にドイツ国家学を通して到来した。その中の代表的な著書『國法汎論』(ブルンチュリ著、加藤弘之訳)によると、「以上政官法官ノ外、猶一種補助官吏(スターツアーンゲステルテ、又アムツゲヒュルヘ)ト稱スル者アリ、(中略)唯上官ニ隨屬シテ、其補助ヲ為スノミ」[イ・カ・ブルンチュリ(加藤弘之訳)1873:5]との記述があり、当時の雇員に該当するものは「補助官吏」と記されていた<sup>(35)</sup>。そして、このブルンチュリの著書は当時の日本に影響を与えた<sup>(36)</sup>。しかし、この「補助官吏」という用語が広まることは無く、日本独自の制度が展開されたことは前述の通りである。

その後、日本は内閣制度の開始直前に再びドイツの影響を受けることになる。当時の政府は太政官制度の見直しに向けた活発な動きを見せていた。そして、明治17年(1884年)3月のプロイセン行政参事官非職大尉カール・ルードルフの内閣顧問招聘もその中の1つであった<sup>(37)</sup>。ルードルフは来日後、各地を巡回して調査を行い、日本の各分野における制度改正案を政府に提出した。そして、その「一般行政ノ部」において、「官廳内ノ組織(主任官、補助吏、記録掛、會計掛、寫字生、使部及ヒ小使等)」[檜山幸雄編2011:210]の改正案があった<sup>(38)</sup>。ここに「補助吏」という言葉が改めて用いられたことは注目される。

また、前述の改正案提出前の明治17年(1884年)4月に、ルードルフは明治政府よりプロイセンの内務省組織に関する照会を受けて、「事務ノ都合ニヨリ、定員ノ吏員ノ外、臨時補助吏員ヲ雇フコトアリ」[國學院大學日本文化研究

所編 1992: 1] と回答したことがある。そして、この回答から判断すると、「補助吏員」とは当時の我が国では「雇」に当たる。それは、雇が前述の通り太政官時代において定員外の下級事務員として役割を拡大させてきたからである。さらに、かつてブルンチュリの著書で「補助官吏」と訳された「スターツアーンゲステルテ」は、後に「(国家) 雇員」と訳されるようになった<sup>(39)</sup>。したがって、ここに「雇」と「雇員」が結びつくことになるのである。

以上の2つの理由により、官制通則では「雇」でなく、「雇員」が採用されたと考えられる。しかし、この「雇員」という規程上の言葉はなかなか定着しなかった。それは戦前期の政府統計からも窺い知ることができる。すなわち、それらの資料においては、「雇員」の規程が設置された後も引き続き、従来の「雇」の用語が使用されてきたのである<sup>(40)</sup>。これについては、内閣制度成立以後の歴史を検討する必要があるため、今後の研究課題としたい。

### 3. おわりに

本稿においては、雇員制度成立の背景に焦点を当てた考察を行い、次の2つの仮説に基づき、検討を実施した。すなわち、

- ①「雇員」は明治初期の「雇」が他の役職の仕事を吸収することにより形成されたこと
- ②「雇」は官吏の増加抑制手段であり、官吏に準じる者として官吏を支える「雇員」という新たな階層となったこと

である。そして、雇員の定義の再確認、および、雇とそれに密接に関連する役職（使部、仕丁）の変遷を調査することにより、これらの仮

説を検証した。その結果、雇が使部、仕丁といった等外吏の代替化を通じ、下級事務員としての役割を有するに至ったことを確認した。そして、雇は次第に数の上でも等外吏を圧倒し、判任官に迫る勢いを示した。こうして雇は太政官制度から内閣制度へ移行する際、官制通則により「雇員」として改めて制度上位置づけられた。

また、雇員制度はその形成に当たり、官吏制度と同様にドイツの影響を受けてきたことも見逃してはならない。確かに、雇は前述の通り「臨時に（中略）定員外」と「事務員」という特徴を早期に確立し、その特徴を十分に発揮し得る環境に置かれた。しかし、制度として存続するためには、雇の実態を補強する独特の理論的根拠が必要であった。その意味でドイツの考え方は、雇が制度として普遍化するための手助けとなったと言える。この理論と雇の両者が太政官時代に結びついて新たに形成された雇員制度は、次の時代以降も行政組織の中で制度上も耐え得るものになったのである。

こうして成立した雇員制度は戦前期に渡って官吏制度を支えていくことになる。しかし、紙幅の関係があるため、太政官時代より後の時代の動向については別稿にて論じることにした。

[投稿受理日2014.8.22/掲載決定日2015.1.29]

#### 注

- (1) 西尾勝・村松岐夫編（1994）『講座行政学 第2巻制度と構造』有斐閣p.81によると、雇員・備人等の非官吏の採用・給与は各省庁の課長級の人事担当者が個人的裁量で決定する傾向が強かった。
- (2) 辻清明は、辻清明（1970）『新版 日本官僚制の研究（第2刷）』東京大学出版会p.51において、戦後の克服すべき課題の1つとして、戦前期の官庁内部の階級的差別を挙げた。なお、村松岐夫は、村松岐夫（1982）『戦後日本の官僚制（第2刷）』東洋経済新報社pp.10-13において、辻の考え方を

- 「戦前戦後連続論」として捉え、さらに、村松岐夫 (1983)「行政学の課題と展望」『行政学の現状と課題』ぎょうせい pp.53-55において、その考え方は「日本の行政にかかわる政治文化」(例:官尊民卑、組織行動におけるタテ社会的性格)を説明しやすいという特徴があると指摘した。
- (3)「雇員」「雇」の当時の読み方については、雇員制度の存在した戦前期の資料を用いる方がより実態に即している。松井簡治・上田萬年 (1941)『修訂 大日本國語辞典第五卷』富山房 pp.654-655によると、両者は当時、それぞれ「やとひみん」「やとひ」と表記された。
- (4)ただし、各官庁では、官制通則以前にも雇員に関する個別の規程が存在したことも確認されている。例えば、内閣官報局 (1890a)『明治十一年法令全書』博聞社 p.258によると、内務省では警察事務の一部を明治11年に等外吏に準じる雇員に担当させることにした。また、内閣記録局編 (1978)『明治職官沿革表・合本1』原書房・明治十七年 pp.71-72によると、大審院と諸裁判所の人員の規程が、明治17年 (1884年)12月に定められ、雇員は等外吏と共に、「無定員」とされた。
- (5)「使部」は、松井簡治・上田萬年 (1940b)『修訂 大日本國語辞典第三卷』p.134によると、「しぶ」と読む。また、「仕丁」は、松井・上田 (1940b)前掲 p.90によると、「しちやう」と表記された。
- (6)なお、太政官 (1869)「徴士雇士ノ称ヲ廃ス」『太政類典・第一編』(国立公文書館所蔵)によると、明治2年 (1869年)に「雇士」は廃止されている。
- (7)太政官 (1871a)「雇士ノ称已ニ廃スルヲ以テ御雇ノ称モ之ヲ廃シ且出仕ニ等級ヲ設クル勿ラシム」『太政類典・第一編』(国立公文書館所蔵)によると、明治4年 (1871年)に「御雇」の廃止が確認されたが、実際にはその後も存続した。
- (8)太政官 (1885)「使部仕丁判任官ト等外吏トノ区別認定方ノ件」『諸雑公文書』(国立公文書館所蔵)によると、「官位相當表載スル所從九位相當官迄ヲ判任則チ等内官ト為シ使部以下皆之ヲ等外吏ト為スノ制タルヤ明カナリ」「使部ノ等外ニ降りシハ實ニ (明治) 二年八月廿日ニ在リト認定スベシ」(カッコ内は筆者による)とされている。なお、同資料によると、「使部ハ明治元年三月 (中略) 諸官ノ月給ヲ假定セシトキ局掌ト相並ンデ使丁ヲ置キ均シク月俸金十兩ヲ給セリ是ヲ使部ノ始トス」とされ、さらに使部の起源を遡ることができる。
- (9)なお、この使部、仕丁の他に、「直丁」という仕丁に類似した役職もあった。しかし、「宮中官中ノ雜役ニ供シ兼テ宿直ヲ掌ル (中略) 舍人局、内舍人局ニ之ヲ置ク諸省府縣ハ置カス」[内閣記録局編 1978: 明治四年42]とされ、政府の限られた部門の役職にすぎなかったことから、使部、仕丁に比べて行政組織への影響もはるかに少なかったと考えられる。
- (10)阿部猛編 (2007)『増補改訂 日本古代官職辞典』同成社 p.4, p.45, p.110。なお、ここでの「仕丁」は、松井簡治・上田萬年 (1940b)前掲 p.91によると、「じちやう」と表記される。また、羽倉敬尚 (述者: 下橋敬長) (1979)『幕末の宮廷』平凡社 p.178, p.284によると、明治維新直前にも使部、仕丁は存在していたことが分かる。
- (11)内閣記録局編 (1978)前掲・明治元年 pp.5-6, 明治二年 pp.20-23, 明治二年 p.34, 明治四年 pp.41-42。なお、太政官 (1885)前掲によると、仕丁は明治初年に使部と共に判任官とされた。使部と仕丁の待遇の変化が同様の推移を示していたことから、当時の政府は両者の仕事の価値を同等と位置づけしていた可能性がある。
- (12)太政官 (1870)「使部選用ノ儀并少參事職掌等伺」『公文録 第百十五卷』(国立公文書館所蔵)によると、士族の求職が格下の卒並みの職である使部にも及んでいたことが分かる。松成義衛・泉谷甫・田沼肇・野田正穂 (1958)『日本のサラリーマン (再販)』青木書店 pp.16-18によると、当時の士族の厳しい求職状況を窺い知ることができる。
- (13)太政官 (1872)「平民任官中家族取扱ノ儀公布伺」『公文録 第七十三卷』(国立公文書館所蔵)、朝倉治彦編 (1969)『明治官制辞典』東京堂出版 p.139
- (14)内閣 (1874)「官吏之紀律ヲ設ルノ議 (司法省七等出仕井上毅)」『上書建白書』(国立公文書館所蔵)
- (15)ただし、伊藤博文編・平塚篤校訂 (1935)「官ニ定員ヲ設クル事」『秘書類纂 官制制定資料』秘書類纂刊行會 p.127によると、官吏の抑制は一時的なものに終わったことが窺われる。
- (16)雇については、明治維新の日本近代化に大きな役割を果たしたいわゆる「お雇い外国人」の存在も考慮する必要がある。しかし、東京帝國大学文

- 学部史料編纂所（1933）「明治史要附録概表 明治九年十二月刊行」『明治史要 下』金港堂書籍 pp.12-13によると明治7年（1874年）の「お雇い外国人」は大蔵省で27人である、（なお、政府全体では605人（そのうち、府県（私雇を含む）では104人）である。）つまり、表1の大蔵省における雇の人数379人と比較すると、その約7.1%を占めるにすぎないことになる。さらに、政府は全般的に高給取りの当該外国人の人件費を厳しい財政事情の中から苦勞して捻出していたものと思われるので、表1の期間での大幅な増加は考えにくい。よって、雇の急増は下級官吏の代替化によるものと判断してよいと言える。
- (17) 太政官（1875c）「第十号 大 使部仕丁廃止之儀」『単行書・決裁録 四』（国立公文書館所蔵） pp.131-132
- (18) 内閣記録局編（1978）前掲・明治四年p.61によると、各県の使部、仕丁には定員があったが、出張所には適用されなかった。
- (19) 星一（1918）『官吏學 第一卷』有斐閣書房 pp.967-968によると、雇の酒饌料は、明治5年9月に官吏に準じて雇に支給した天長節の御祝酒が、同年11月に酒饌料へと変更されたものである。その後、酒饌料は金額の改定があったが、明治8年10月に雇への下賜が廃止された。なお、太政官（1875）前掲の原文において、全ての「得」の偏（へん）が「彳」ではなく、「彳」で書かれていたので、筆者が訂正した。以下についても同じである。
- (20) 太政官（1875c）前掲 pp.130-131
- (21) 太政官（1871b）「直丁使部仕丁ノ等給・四条」『太政類典・第二編』（国立公文書館所蔵）
- (22) 資料タイトルの年は1871年（明治4年）と表記されているが、この資料は異なる年の事件が混在してまとめられたものである。そして、ここで取り上げた通達については記載箇所「八年」の印が押され、「使部仕丁ノ名稱廢止ノ儀」の却下を受けた内容になっている。よって、1875年（明治8年）の出来事と考えて良い。
- (23) 伊藤編・平塚校訂（1935）前掲p.127によると、政府は明治10年に勅・奏・判任官の大幅な人員削減を断行した。なお、同年における等外吏の状況は示されていない。
- (24) 内閣記録局編（1889）『法規分類大全 官職門 一至六』 p.245によると、雇は明治12年（1879年）には、給仕の役割も担うようになっていた。なお、「給仕」とは松井簡治・上田萬年（1940a）『修訂大日本國語辭典第二卷』富山房p.98によると、「きふじ」と表記され、雑用係であったとされる。そして、内閣記録局編（1889）前掲pp.244-246によると、給仕の役割は正式には、明治元年（1867年）の設置以降、明治3年（1869年）に「小舎人」へと引き継がれ、明治14年（1881年）に再び給仕へと戻ったとされる。
- (25) 内閣記録局編（1978）前掲・明治十四年p.11、日本統計研究所編（1960）『日本統計発達史』東京大学出版会p.4
- (26) 内閣記録局編（1889）前掲p.93によると、明治19年の警視庁の照会に対して、内閣書記官より「等外出仕」の廃止の回答がなされている。なお、大日方純夫・我部政男・勝田政治編（1984）「明治二十年功程報告」『内務省年報・報告書 第十三卷』三一書房p.232によっても、等外吏は明治19年（1886年）に消滅したことが分かる。ただし、内閣統計局（1891）「官制及附録」『日本帝國統計年鑑』p.981によると、明治23年（1890年）までは「等外」の統計項目があったことから、等外吏の制度廃止後も実際には等外吏が存在したことが確認される。
- (27) 太政官（1875b）「紙幣寮工場備員ノ者免役」『太政類典・第二編』（国立公文書館所蔵）。そして、「雇員」という用語はこの頃から、次第に行政文書に登場するようになる。しかし、内閣官報局（1890b）『明治十三年 法令全書』博聞社pp.961-963によると、内務省で「備員」の用語が用いられた例もある。その一方で、太政官（1880）「内務省未直轄地方庁雇員俸給勘定方」『太政類典・第四編』（国立公文書館所蔵）では、「雇員」と「備員」の用語の併用がなされていた。このように、雇員を指す用語は一定していなかったことが分かる。
- (28) なお、内閣（1926）「諸官庁ニ属スル雇備人以下ノ給与ニ関スル件決議報告ニ付閣議決定ノ件」『公文雜纂』（国立公文書館所蔵）の別紙p.3によると、「給仕」、「小使」は「備人」に分類されている。
- (29) 内閣記録局編（1978）前掲・備考p.253。
- (30) 統計院（1884）「政事」『日本帝國統計年鑑』p.888では明治15年（1882年）、統計院（1885）前掲p.869では明治16年（1883年）の資料が示され、いずれも農商務省の人員が他の中央官庁に比べて

- 突出している。(准判任官の50-60%, 准等外吏の90%超を占めた。)これは、太政官(1882)「農商務省第二回報告書」『記録材料』(国立公文書館所蔵), 同(1883)「農商務省第三回報告」『記録材料』(同左)によると, 同省の「郵便取扱役」がその大半を占めたことによる。
- (31) 内閣統計局(1886)「官制及附録」『日本帝國統計年鑑』p.901に, 巡查, 看守の項目が初めて等外吏とは別に登場した。なお, 同p.903によると, 巡查は明治10年(1877年)以降, 2万人以上を維持し, 看守も毎年増加した結果, 明治17年(1884年)には両者合わせて約3万人に達した。
- (32) 「傭」は, 内閣統計局(1887)「官制及附録」『日本帝國統計年鑑』p.911の数値を用いた。判任官, 等外吏は, 明治9年-13年は統計院(1882)「政事」『日本帝國統計年鑑』p.633, 明治14年-16年は内閣統計局(1886)前掲p.901, 明治17年-18年は同(1887)前掲p.910の数値を用いた。
- (33) 太政官(1875a)「在官者トハ等内外吏ニシテ御用掛御雇等ノ者直ニ官吏ト称セス但官吏ニ準シテ所遇」『太政類典・第二編』(国立公文書館所蔵)によると, 明治8年において, 雇を官吏に準じて処遇する旨の政府見解が出されている。
- (34) 松井簡治・上田萬年(1940a)前掲p.424によると, 「官員」(くわんりん)は「官吏(くわんり)と同じ」とされた。
- (35) なお, 原書は, Bluntschli, Johann Caspar, 1868, *Allgemeines Statsrecht, Zweiter Band, Vierte Auflage*, J. G. Cotta'schen Buchhandlung, München. p.122。また, ロベルト シンチンゲル・山本明・南原実(1986)『現代独和辞典』三修社p.956によると, スターツアーンゲステルテは「国家雇員」(Staatsangestellte)と訳されている。
- (36) 木村毅(1971)「『國法汎論』解題」『明治文化全集 補卷(二) 國法汎論』日本評論社pp.3-4, pp.18-19によると, プルンチュリの著書は翻訳者の加藤弘之が明治天皇の聴講に用いただけでなく, 東京大学等でも採用され, 明治20年代前半まで影響を与えたとされる。なお, 本文で引用したイ・カ・プルンチュリ(加藤弘之訳)(1873)『國法汎論 卷之七 上』文部省は, 明治13年(1880年)にも出版されている。
- (37) 内閣(1887)「字漏西行政参事官非職大尉カル, ルードルフ叙勲ノ件」『官吏進退』(国立公文書館所蔵)
- (38) 檜山幸雄編(2011)『伊藤博文文書 第四五巻 秘書類纂 法令九』ゆまに書房pp.209-210
- (39) ロベルト シンチンゲル他(1986)前掲。なお, 塩野宏(1995)『行政法Ⅲ(第1版第1刷)』有斐閣p.187では, Angestellteを「雇員」としている。
- (40) 例えば, 統計局編(1922)「官吏公吏及恩給」『日本帝國統計年鑑』東京統計協會pp.610-611等では, 依然として「雇」の用語が用いられている。

## 参考文献

- 朝倉治彦編(1969)『明治官制辞典』東京堂出版
- 阿部猛編(2007)『増補改訂 日本古代官職辞典』同成社
- イ・カ・プルンチュリ(加藤弘之訳)(1873)『國法汎論 卷之七 上』文部省
- イ・カ・プルンチュリ(加藤弘之訳)(1880)『國法汎論 卷之七 上』文部省
- 伊藤博文編・平塚篤校訂(1935)「官ニ定員ヲ設クル事」『秘書類纂 官制制定資料』秘書類纂刊行會
- 大蔵省(1875)「官員・雇人給料概表」(早稲田大学図書館所蔵)
- 大日方純夫・我部政男・勝田政治編(1984)「明治二十年功程報告」『内務省年報・報告書 第十三巻 三一書房
- 木村毅(1971)「『國法汎論』解題」『明治文化全集 補卷(二) 國法汎論』日本評論社
- 國學院大學日本文化研究所編(1992)「李国内務省組織ニ關スルルードルフ氏答議(明治十七年四月)」『近代日本法制史料集 第十三ルードルフ氏答議一』國學院大學
- 塩野宏(1995)『行政法Ⅲ(第1版第1刷)』有斐閣
- 太政官(1869)「徴士雇士ノ称ヲ廢ス」『太政類典・第一編』(国立公文書館所蔵)
- 太政官(1870)「使部選用ノ儀并少参事職掌等伺」『公文録第百十五巻』(国立公文書館所蔵)
- 太政官(1871a)「雇士ノ称已ニ廢スルヲ以テ御雇ノ称モ之ヲ廢シ且出仕ニ等級ヲ設クル勿ラシム」『太政類典・第一編』(国立公文書館所蔵)
- 太政官(1871b)「直丁使部仕丁ノ等給・四条」『太政類典・第二編』(国立公文書館所蔵)
- 太政官(1872)「平民任官中家族取扱ノ儀公布伺」『公文録 第七十三巻』(国立公文書館所蔵)
- 太政官(1875a)「在官者トハ等内外吏ニシテ御用掛

- 御雇等ノ者直ニ官吏ト称セス但官吏ニ準シテ所遇  
『太政類典・第二編』(国立公文書館所蔵)
- 太政官 (1875b)「紙幣寮工場傭員ノ者免役」『太政類  
典・第二編』(国立公文書館所蔵)
- 太政官 (1875c)「第十号 大 使部仕丁廃止之儀」『単  
行書・決裁録 四』(国立公文書館所蔵)
- 太政官 (1882)「農商務省第二回報告書」『記録材料』  
(国立公文書館所蔵)
- 太政官 (1883)「農商務省第三回報告」『記録材料』  
(国立公文書館所蔵)
- 太政官 (1885)「使部仕丁判任官ト等外吏トノ區別認  
定方ノ件」『諸雑公文書』(国立公文書館所蔵)
- 辻清明 (1970)『新版 日本官僚制の研究 (第2刷)』  
東京大学出版会
- 東京帝国大学文学部史料編纂所 (1933)「明治史要附  
録概表 明治九年十二月刊行」『明治史要 下』金  
港堂書籍
- 統計院 (1882-1885)「政事」『日本帝國統計年鑑』
- 統計局編 (1922)「官吏公吏及恩給」『日本帝國統計  
年鑑』東京統計協會
- 内閣 (1874)「官吏之紀律ヲ設ルノ議 (司法省七等出  
仕井上毅)」『上書建白書』(国立公文書館所蔵)
- 内閣 (1887)「李漏西行政參事官非職大尉カル、ルー  
ドルフ叙勲ノ件」『官吏進退』(国立公文書館所蔵)
- 内閣 (1926)「諸官庁ニ属スル雇傭人以下ノ給与ニ  
関スル件決議報告ニ付閣議決定ノ件」『公文雜纂』  
(国立公文書館所蔵)
- 内閣官報局 (1890a)『明治十一年 法令全書』博聞社
- 内閣官報局 (1890b)『明治十三年 法令全書』博聞社
- 内閣記録局編 (1978)『明治職官沿革表・合本1』原  
書房
- 内閣記録局編 (1889)『法規分類大全 官職門 一至六』
- 内閣統計局 (1886-1887)「官制及附録」『日本帝國  
統計年鑑』
- 内閣統計局 (1891)「官制及附録」『日本帝國統計年  
鑑』
- 西尾勝 (1993)『行政学 (初版第1刷)』有斐閣
- 西尾勝・村松岐夫編 (1994)『講座行政学 第2卷  
制度と構造』有斐閣
- 日本統計研究所編 (1960)『日本統計發達史』東京大  
学出版会
- 羽倉敬尚 (述者：下橋敬長) (1979)『幕末の宮廷』  
平凡社
- 檜山幸雄編 (2011)『伊藤博文文書 第四五卷 秘書  
類纂 法令九』ゆまに書房
- 星一 (1918)『官史學 第一卷』有斐閣書房
- 松井簡治・上田萬年 (1940a)『修訂 大日本國語辭典  
第二卷』富山房
- 松井簡治・上田萬年 (1940b)『修訂 大日本國語辭  
典第三卷』富山房
- 松井簡治・上田萬年 (1941)『修訂 大日本國語辭典  
第五卷』富山房
- 松成義衛・泉谷甫・田沼肇・野田正穂 (1958)『日本  
のサラリーマン (再販)』青木書店
- 真淵勝 (2009)『行政学 (初版第1刷)』有斐閣
- 村松岐夫 (1982)『戦後日本の官僚制 (第2刷)』東  
洋經濟新報社
- 村松岐夫 (1983)「行政学の課題と展望」『行政学の  
現状と課題』ぎょうせい
- ロベルト シンチンゲル・山本明・南原実 (1986)『現  
代独和辞典』三修社
- 渡辺保男 (1976)「日本の公務員制」『行政学講座第  
2卷 行政の歴史』東京大学出版会
- Bluntschli, Johann Caspar, 1868, *Allgemeines Statsrecht, Zweiter  
Band, Vierte Auflage*, J. G. Cotta'schen Buchhandlung,  
München